

〔 障害給付や遺族給付は非課税のため、下記の1, 2の理由に該当しませんのでご注意ください。 〕

【老齢や退職に関する年金を受給している方へのお知らせ】

令和8年2月支給期の支払額について



令和8年2月支給期にお支払いする額は、令和7年12月支給期にお支払いした額と比べて少ない場合があります。

【支払額が減る主な理由】

1. 所得税還付措置の終了

令和7年12月支給期については令和7年度税制改正に基づき所得税の精算を行い、生じた差額を上乗せしてお支払いしています。この措置は12月支給期で終了していますので、2月支給期の支払額は12月支給期の支払額に比べて減っています。

なお、所得税還付措置の詳細は、令和7年12月にお送りした支払通知書に同封したリーフレット「【老齢や退職に関する年金を受給している方へのお知らせ】令和7年度税制改正による所得税の基礎控除等の見直しに伴う還付税の支払いについて(※)」でご確認いただけます。

※ ホームページにも掲載しています。

2. 扶養親族の申告内容の変更

令和7年10月に調査を行った「令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の申告有無あるいは申告内容によっては、令和7年12月支給期と比べて所得税額が増えることにより、支払額が減っている場合があります。

例えば、令和8年は確定申告をするため当組合へ申告書を提出しなかった場合や令和7年には控除対象扶養親族を申告していたが令和8年は申告しないことから扶養親族の申告内容に変更があり扶養控除が受けられない場合等には、所得税額が増えるため支払額が減ります。

※ 上記1, 2のほか、支払額が変更となる理由は、この他にも勤務先の給料や賞与の額変更、他年金の額変更等様々なケースがありますのでご了承ください。

「年金支払通知書」について

年金支払通知書は、支払額が変更となった場合や振込先等に変更があった場合等にお送りしています。

ただし、端数調整(※)を行った2月支給期は、支払額の変更の理由がこれだけの場合、年金支払通知書を送付していませんのでご承知おきください。

※ 端数調整とは

各期支払時に1円未満の端数が生じた場合、端数は一旦切り捨てますが、この切り捨てた端数については、2月支給期に1年分の端数の合計額を加算してお支払いしています。